

1 2月議会閉会

糸魚川市議会 1 2月定例会議が終了いたしました。1 2月3日から1 9日までの日程で、議案審査、一般質問が行われてきました。

◆初日の市長開会挨拶から

①新潟ポリマー株式会社新工場「糸魚川西工場」の竣工について

②地域医療対策について

糸魚川総合病院循環器科増設工事着工と平成20年3月竣工、4月からの富山大学から2名の医師派遣による診療開始について

③平成15年度地域情報ネットワーク整備事業の補助金返還について

旧能生町において受けていた補助金の算定基準に会計検査院で指摘され、返還を求められていたことについて説明があった。空き家や、宅地造成地を将来の加入見込み数に上げていたものが認められなかったことによるもの。

④公民館制度見直しの検討状況について

1市1制度に向けて、3地域で異なっている公民館制度の見直し作業中。本年度中の結論を目標としていたが、課題が多いため、3地域から検討委員を選出し、更に検討を重ねることになった。

⑤JR青海駅での貨物の取扱いについて 取扱廃止

⑥中央大通り線暫定供用について

押上地内で施工中の中央大通り線は、1 2月2 1日に延長2 2 0m間が暫定供用開始となります。

⑦今冬の除雪計画について

◆最終日の市長閉会挨拶から

①総合計画の実施計画について

糸魚川市総合計画は、地方自治法に基づいて定められるもので、

基本構想

基本計画

実施計画

で構成され、以下のようになっています。

〔計画の期間〕

本計画は、平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする10か年の計画とする。

〔計画の構成〕

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成する。その役割は、次のとおりである。

基本構想・・・まちづくりの基本方向や都市像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となるものである。

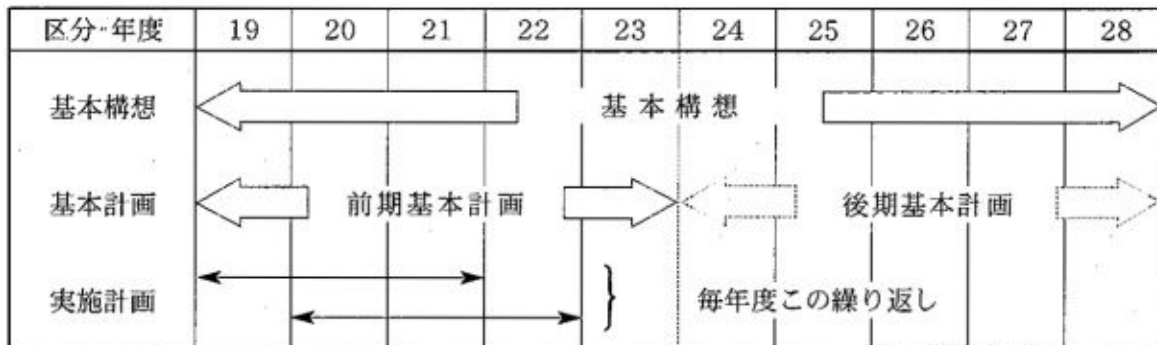
地方自治法第二条第四項において

[4] 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

と定められている。

基本計画・・・基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものである。この基本計画は、今後の様々な社会経済情勢や行政制度の変化に的確に対応するため、前期基本計画は平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

実施計画・・・基本計画で体系化した個別施策の計画的・効率的な事業の進捗を図るため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるものである。この実施計画は、諸情勢の変化に対応、するため、事業の評価・見直しなどを行い、毎年度策定する。



このように、毎年向こう3年間の「実施計画」を定めることになっていて、今回、平成20年度から3年間の実施計画が定められました。

②平成20年度予算編成方針について

平成20年度の予算編成を前に、5つの重点施策を上げました。

- 1) 地域医療対策と健康づくりの推進
- 2) 安心・安全のまちづくりの推進
- 3) 地域の発展につながる産業の育成と振興
- 4) 自然資源を活かした誘客の促進と観光の振興
- 5) 主要交通ネットワークの整備促進

③公共下水道使用料の見直しについて

下水道特別会計への一般会計からの繰り出し金が、一般会計を圧迫している現状

から、受益者負担の原則に基づいて、下水道使用料の見直したい考えを明らかにしました。

このことについては、建設産業常任委員長から休会中の調査報告として次のような報告がありました。

料金体系を見直し、一般会計からの繰り出し金を6億円から3億円に圧縮したい。20%、30%、40%料金アップの3パターンで試算し、市民に対しあらゆる方法で説明、理解を求めていきたい、という市長の考えでした。

このような税外負担が市民生活を圧迫することは必定であり、庁内経費の削減による歳出削減に対する市民の声が高まることは必至でしょう。

受益者負担といっても、下水道使用料金は体育館の使用料のようなものとはわけが違います。ライフラインに関わる生活必需経費であることを前提に考えて欲しいものです。

④糸魚川駅北口駅前広場の整備方針について

平成26年の新幹線開通に向けて検討を重ねてきている、駅北口駅前広場の整備方針について、ヒスイ王国館はほぼ現状のままとして、広場整備を主に計画を立てたい意向が明らかにされました。

⑤旧サティの売却工事について

新聞でも報道されているとおり、平成14年8月31日に閉店したサティが土地、建物ともに売りに出されることになりました。糸魚川市としては、成り行きを見守りながら対応したい考えです。

⑥電気化学工業(株)の増産計画について

電気化学工業(株)青海工場が投資額約250億円の増産計画を糸魚川市に報告した。クロロプレンの増産では、現在の7万トンを10万トンに増やし平成21年12月頃の稼働を目指し、ヒアルロン酸では、年間1500万本を生産、平成22年8月頃の本格運転を目指す。雇用も+30人を見込んでいるそうで、新潟ポリマーにつづく既存企業の活性化は明るい材料です。

⑦原油高騰対策について

国の対策が発表されたが、詳細は明かではなく、特別交付税での対応の方向だというが、今後、国の方針が明らかになるのに合わせて対応するという。

⑧旧姫川病院の破産手続きの状況について

12月18日にリージョンプラザで開かれた第1回債権者集会で、優先的に支払われる退職金や税金など約2億円の支払に対して、確保できている資金は1億円程度であることが明らかにされたという。

◆文教民生常任委員会から

「糸魚川市環境基本条例」が可決されました。

ある議員からこの議案審議の冒頭に「環境問題は市民の関心も高い重要な条例です。委員会審査も行わないで、いきなりでは手続き上まずいのではないですか。」という話が出されました。

要するに審議の時間が足りないという提議でしたが、事務方の手続きには問題が無く、どう整理すればいいのか……。この日が委員会審査だということもあって、「委員会審査もしないで」という発言について、反論も出されていました。

実は、9月議会の本委員会で本条例の骨子について説明があり、今後の予定として、

- ① パブリックコメントの実施
- ② 条例案12月議会上程
- ③ 環境基本計画の策定

の説明がありました。

事務方の手続き上は問題がありません。なのに、議員側には満足できないものが残る。なぜか？

これに委員会運営の問題で、事務方の手続きの問題ではないのです。

9月から12月議会での委員会として取るべき方法としては、

方法① 9月議会後、骨子に対して条例案作成までの間に必要な委員会調査を行い、議会としての条例への要求事項を明確にする。

方法② 12月議会の委員会審査で、不十分な条例だと認めた場合には否決する。修正案を上程し、可決する。

という二つの方法があったと思われます。

方法①では、委員の中で骨子の説明段階で不安があれば、9月から12月の間の閉会中の調査事項に上げて置くことが必要です。

正副委員長に一任することにはなりますが、条例案が出来てから審査したのでは「事前審査」になってしまい、これは認められませんので、必要であれば、その前に事務方との意見交換の場を設けるべきだったわけです。「必要であれば」ですが。

方法②では、一つには「条例案」は可決するとは限らない、という原則ですね。可決することを前提に考えているから、審査が不十分なままで可決しなければならないという考えになってしまうわけです。事前に議案は配布されているわけですから、問題があれば、修正案を提出する時間は短くとも与えられています。

どちらの場合であっても、それぞれの委員が必要を感じたら、正副委員長に問題提起をしていかなければなりません。正副委員長に任せっぱなしで要求だけしても、十分な日程で審議を尽くすことは出来ません。

但し、事務方の立場からすれば、否決→修正案可決などということにならないように、丁寧な議会対応が必要だとは言えますね。この議員はそこのところが言いたかったのだ

と思います。委員会審査のあり方を整理するいい機会になりました。